

鎌倉市道路位置指定基準

平成27年4月

鎌倉市都市調整部建築指導課

目次

第1章 総則

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 道路位置の指定とは・・・・・・・・・・ 1
- 3 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 指定の手続

- 1 手続の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 事前相談・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 事前相談について・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 必要な書類・・・・・・・・・・ 4
- 3 本申請・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 本申請について・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 必要な書類・・・・・・・・・・ 6

第3章 工事着工、完了検査、指定通知

- 1 工事着工について・・・・・・・・・・ 7
- 2 完了検査・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - 必要な書類・・・・・・・・・・ 8
- 3 道路位置指定通知について・・・・・・・・ 8

第4章 道路の変更又は廃止の手続

- 1 変更又は廃止申請について・・・・・・・・ 9
- 2 必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第5章 道路位置の指定の基準

- 1 道路位置の指定ができる条件・・・・・・・・ 10
- 2 指定道路敷が接続できる既存の道路について・・・・・・・・ 10
- 3 道路幅員・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 道路延長について・・・・・・・・・・ 12
- 5 すみ切りの形態について・・・・・・・・・・ 13
- 6 転回広場の設置について・・・・・・・・・・ 14
- 7 区間距離の算定について・・・・・・・・・・ 15

第6章 道路位置の指定に係る手数料・・・・・・・・ 15

第1章 総則

1 目的

本基準は建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置の指定並びに指定の変更及び取消しについて、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第9条及び建設省告示第1837号（道に設ける自動車の転回広場に関する基準を定める件）に定めがあるもののほか、その具体的な基準を定めることにより、手続の円滑化を図ることを目的とします。

2 道路位置の指定とは

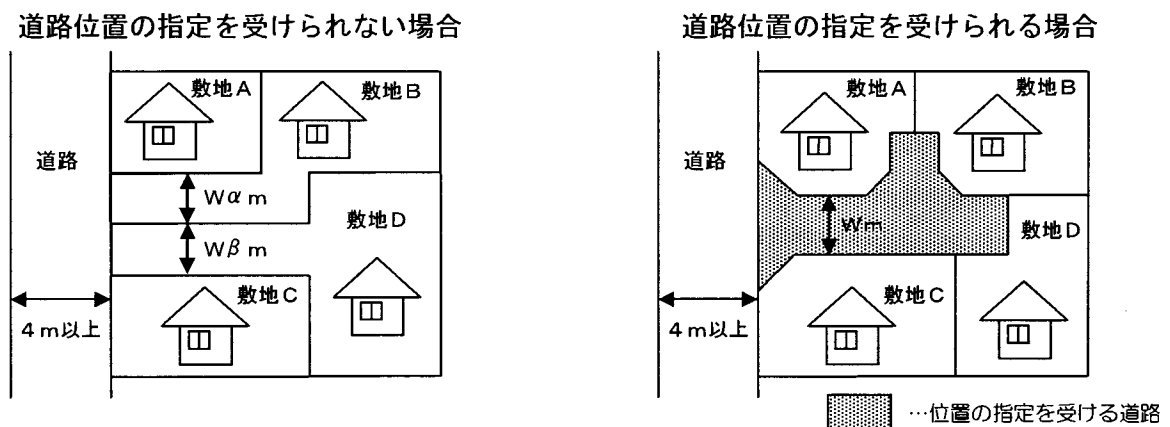
建築物の敷地は、法第42条に規定する「道路」に2m以上接しなければなりません。（法第43条第1項）

法第42条に規定する道路の一つとして、第1項第5号に「土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの」と規定されています。

よって、道路位置の指定は、法に規定されているとおり「土地を建築物の敷地として利用するため」という目的で指定を受けることになりますので、位置の指定をするための合理的な理由が必要です。つまり、接道がとれず建築物の建築ができない土地を接道させるために、位置の指定を受けるものですので、既に接道のある土地の条件を良くする目的や、道路を築造する必要がない土地に道路を築造しても、道路位置の指定を受けることはできません。

また、道路位置の指定を受けるということは周辺の私有地に対しても大きな権利の制限が課せられることになりますので、周辺の土地所有者等と十分調整したうえで計画を行ってください。

<合理的な理由があると判断される例>



$W\alpha$ 、 $W\beta$ ：法第43条並びに鎌倉市建築基準条例第11条及び第18条により必要となる最小幅員

W ：道路の幅員

$W\alpha + W\beta > W$ の場合は、道路を必要とする合理的な理由があると判断され、位置の指定が受けられます。

3 用語の定義

(1) 位置指定道路

法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、特定行政庁からその位置の指定を受けた道。

(2) 廃止

位置指定道路の全部について、指定を廃止すること。

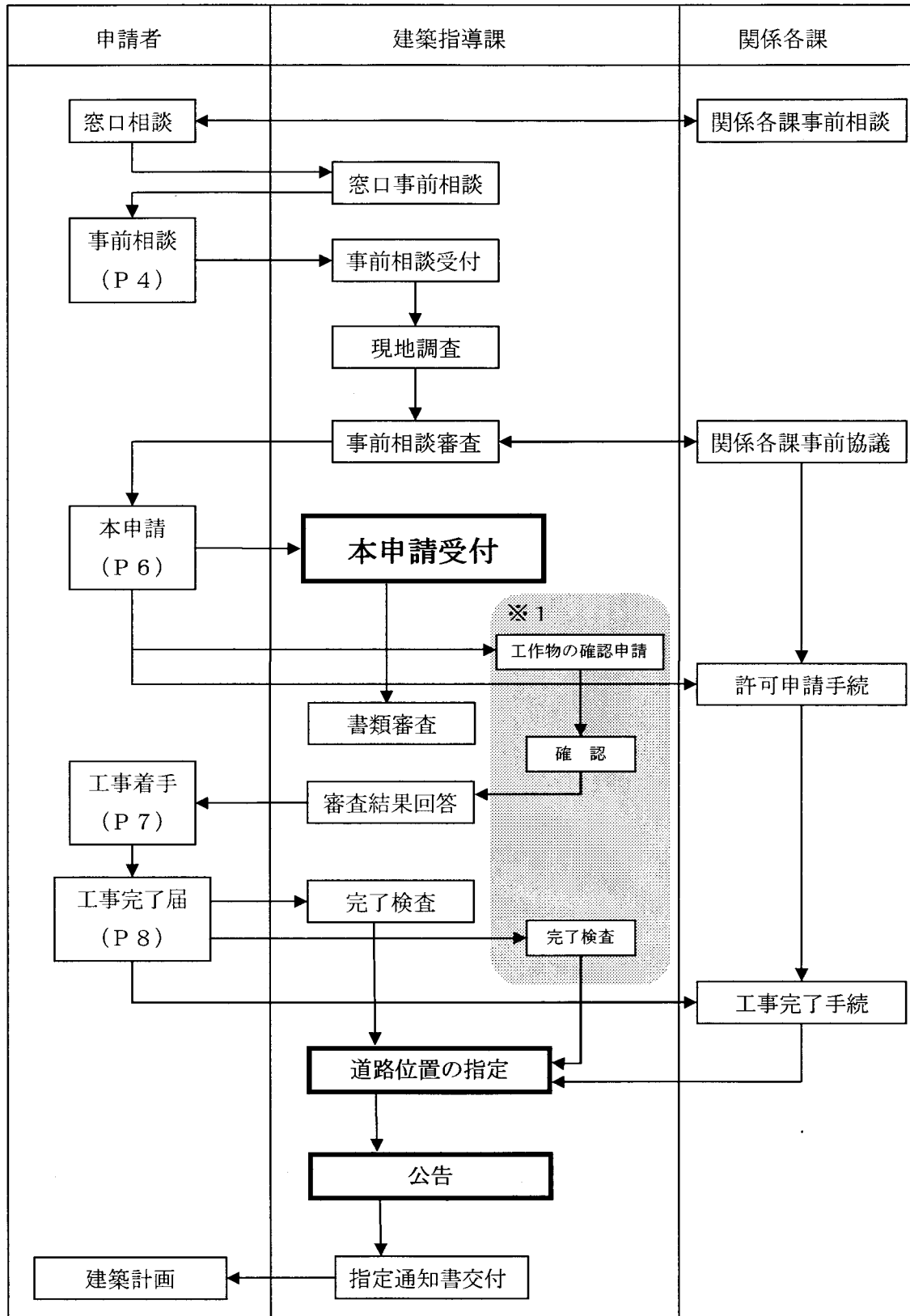
(3) 変更

位置指定道路の区域を拡大して道路位置の指定を行うこと又はそれと併せて位置指定道路の一部について、指定を廃止すること。

第2章 指定の手続

1 手続の流れ

道路位置の指定の申請手続は、次の申請の流れに沿って行います。



2 事前相談

(1) 事前相談について

道路位置の指定を受けようとする場合は、その指定の申請に先立ち、次号に定める書類を一部提出してください。これは、事前に計画内容、技術基準及び他法令の適合性等に関する審査を行い、申請書類や道路構造等が適合した時点で円滑に本申請が提出できるようにするものです。なお、事前相談と並行して、道路や下水道などの技術基準及び他法令の適合性等について関係各課との調整を行ってください。また、必要に応じて、他の関係機関等との調整を行うようにしてください。

事前調査の結果、必要な手続は、申請者と関係各課との間で直接行ってください。

(2) 必要な書類

	書類の種類	縮尺	記載内容	備考
1	事前相談票		・別添様式による	
2	委任状		・代理人が手続を行う場合	
3	案内図		・方位 ・道路の位置 ・目標となる建物 ・指定を受けようとする道路及びその道路を利用しようとする敷地（以下「計画敷地」という。）の境界線	・住宅地図程度のもの
4	公図の写し		・方位 ・公図を閲覧した場所の名称 ・写しの作成年月日 ・作成した者の氏名 ・地番、地目 ・閲覧者の氏名 ・計画敷地の境界線	・計画敷地及び周辺の地番が表示された法務局備えの写し ・3か月以内のもの（コピー可） ・指定を受ける道路部分は赤枠、その道路を利用しようとする敷地（以下「計画宅地」という。）は青枠で囲ってください
5	土地登記事項証明書		・指定を受けようとする道路の土地の土地登記事項証明書	・3か月以内のもの（コピー可）
6	求積図及び求積表		・土地利用全体求積 ・道路面積 ・各宅地面積 ・その他（道路後退部分等）	・小数点3位以下切捨て2位まで表示してください（単位：㎡）
7	敷地計画図	1/200以上	・方位 ・計画敷地の境界線 ・指定を受けようとする道路の位置、形状、勾配、延長、幅員、構造及び計画高 ・計画宅地の形状、面積、地盤高、擁壁の位置及びその構造 ・計画敷地内及び周辺の既存道路の位置（計画決定した都市計画道路を含む） ・計画敷地周辺の地形及び地物 ・縦横断面線の符号	・指定を受ける道路部分は赤枠、計画宅地は青枠で囲ってください ・敷地計画図中の「指定を受けようとする道路の延長、幅員」は小数点3位以下切捨て、2位までを表示してください（単位：m）

	書類の種類	縮尺	記載内容	備考
8	現況平面図	1/200 以上	・ 方位 ・ 計画敷地の境界 ・ 高低差を明示 ・ 指定を受けようとする道路の位置 ・ 既存道路の位置、幅員、種別 ・ 既存排水施設の位置、形状	
9	計画断面図	1/200 以上	・ 断面位置(原則として、上記「敷地計画図」における縦横断面と同一線上のものとし、その符号を記入) ・ 切土及び盛土の高さ ・ 現況地盤高、計画地盤高 ・ 指定を受けようとする道路の位置、勾配及び幅員等	
10	排水計画図	1/200 以上	・ 計画敷地内外の側溝及び下水道管の位置 ・ 構造及びそれらの排水流末の処理方法	・ 敷地計画図と兼用可
11	高低測量図	1/200 以上	・ 等高線(2メートル以下の標高差を示すもの) ・ 計画敷地境界線 ・ 指定を受けようとする道路の位置 ・ 既存道路の位置	・ 敷地が平坦な場合は、敷地計画図と兼用可
12	その他必要な書類		・ 計画敷地内及び計画敷地に隣接して建築物等がある場合は、確認済証写し又は確認時の敷地状況図など	・ 建築物を本計画において、撤去する場合は不要

3 本申請

(1) 本申請について

事前相談による審査が終了し、提出書類等の準備や関係権利者の同意が得られた段階で次号に定める書類を正副各一部提出してください。

(2) 必要な書類

	書類の種類	縮尺	記載内容	備考
1	道路位置指定申請書		・別添様式(第8号様式)による	
2	委任状		・代理人が手続を行う場合	
3	案内図		・方位 ・道路の位置 ・目標となる建物 ・計画敷地の境界線	・住宅地図程度のもの
4	承諾書		・別添様式(第10号様式)による ・指定を受けようとする道路の敷地となる土地(以下「指定道路敷」という。)の所有者及び指定道路敷又は指定道路敷にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾	・借地権者、抵当権者含む
5	印鑑登録証明書		・上記で承諾をした者の印鑑登録証明書	・3か月以内のもの
6	公図の写し		・方位 ・公図を閲覧した場所の名称 ・写しの作成年月日 ・作成した者の氏名 ・地番、地目 ・閲覧者の氏名 ・計画敷地の境界 ・指定を受けようとする道路の位置	・本計画区域及び周辺の地番が表示された法務局備えの写し ・3か月以内のもの(コピー可) ・指定を受けようとする道路部分は赤枠、計画宅地は青枠で囲ってください
7	土地登記事項証明書		・指定を受けようとする道路の土地の土地登記事項証明書	・3か月以内のもの(コピー可)
8	現況平面図	1/200以上	・方位 ・計画敷地の境界 ・高低差を明示 ・指定を受けようとする道路の位置 ・既存道路の位置、幅員、種別 ・既存排水施設の位置、形状	

	書類の種類	縮尺	記載内容	備考
9	敷地計画図	1/200 以上	・ 方位 ・ 計画敷地の境界線 ・ 指定を受けようとする道路の位置、形状、勾配、延長、幅員、構造及び計画高 ・ 計画宅地の形状、面積、地盤高、擁壁の位置及びその構造 ・ 計画敷地内及び周辺の既存道路の位置(計画決定した都市計画道路を含む) ・ 計画敷地周辺の地形及び地物 ・ 縦横断面線の符号	・ 指定を受ける道路部分は赤枠、計画宅地は青枠で囲んでください ・ 敷地計画図中の「指定を受けようとする道路の延長、幅員」は少数点3位以下切捨て、2位までを表示してください(単位：m)
10	計画断面図	1/200 以上	・ 断面位置(原則として、上記「敷地計画図」における縦横断面と同一線上のものとし、その符号を記入) ・ 切土及び盛土の高さ ・ 現況地盤高、計画地盤高 ・ 指定を受けようとする道路の位置、勾配及び幅員等	
11	排水計画図	1/200 以上	・ 計画敷地内外の側溝及び下水道管の位置 ・ 構造及びそれらの排水流末の処理方法	・ 敷地計画図と兼用可
12	高低測量図	1/200 以上	・ 等高線(2メートル以下の標高差を示すもの) ・ 計画敷地の境界 ・ 指定を受けようとする道路の土地の土地登記事項証明書 ・ 既存道路の位置	・ 敷地が平坦な場合は、敷地計画図と兼用可
13	その他必要な書類		・ 指定道路敷にある建築物の建物登記事項証明書	・ 3か月以内のもの(コピー可)

第3章 工事着工、完了検査、指定通知

道路位置の指定申請の審査は、書類審査と現地における工事完了検査を行います。完了検査の結果、「道路位置指定通知書」の交付を行い、同時に指定の公告を行います。

申請後の流れ、注意事項は以下のとおりです。

1 工事着工について

書類審査が終わり次第、電話等で連絡をいたします。この連絡を受けた後に工事に着手してください。

また、工事着工には、事前に他法令の届出等が必要となる場合がありますので、関係部署等への手続に遺漏のないよう留意してください。

2 完了検査

道路築造工事が終了したら、以下に定める書類を正副各一部提出し、完了検査を受けてください。
また、関係各課への完了届や検査手続等が必要な場合は、申請者と関係各課との間で直接行ってください。

必要な書類

	書類の種類	縮尺	記載内容	備考
1	道路(位置)指定等 工事及び分筆地目 変更完了届書		・別添様式(第10号様式の2)による	
2	委任状		・代理人が手続を行う場合	
3	公図の写し		・方位 ・公図を閲覧した場所の名称 ・写しの作成年月日 ・作成した者の氏名 ・地番、地目 ・閲覧者の氏名 ・計画敷地の境界 ・指定を受けようとする道路の位置	・本計画区域及び周辺の 地番が表示された法務 局備えの写し ・3か月以内のもの (コピー可) ・指定を受ける道路部分 は赤枠、計画宅地は青 枠で囲んでください
4	土地登記事項 証明書		・指定を受けようとする道路の土地 の土地登記事項証明書	・3か月以内のもの(コピー可)
5	承諾書		・別添様式(第10号様式)による ・指定道路敷の所有者及び指定道路 敷又は指定道路敷にある建築物 若しくは工作物に関して権利を 有する者の承諾	・借地権者、抵当権者含 む
6	印鑑登録証明書		・上記で承諾をした者の印鑑登録証 明書	・3か月以内のもの
7	敷地計画図	1/200 以上	・方位 ・計画敷地の境界線 ・指定を受けようとする道路の位 置、形状、勾配、延長、幅員、構 造及び計画高 ・計画宅地の形状、面積、地盤高、 擁壁の位置及びその構造 ・計画敷地内及び周辺の既存道路の 位置(計画決定した都市計画道路 を含む) ・計画敷地周辺の地形及び地物 ・縦横断面線の符号	・指定を受ける道路部分 は赤枠、計画宅地は青 枠で囲んでください ・敷地計画図中の「指定 を受けようとする道路 の延長、幅員」は少数 点3位以下切捨て、2 位までを表示してくだ さい(単位：m)

3 道路位置指定通知について

完了検査を受けて最終的な審査が終わると、「道路位置指定通知書」が交付され、指定の公告を行います。通知書を受け取る際には、申請者又は申請代理者の受領印が必要となりますので、ご印鑑を用意のうえ来庁してください。

第4章 変更又は廃止の手続

1 変更又は廃止申請について

変更又は廃止手続は、指定の申請の流れを基本に行います。変更又は廃止(以下「変更等」という。)の本申請をする前に「事前相談票」の提出が必要となり、事前に変更等に伴う計画内容、技術基準及び他法令の適合性等に関する審査を行い、本申請に必要な書類等が適合した時点で円滑に変更等の本申請が提出できるようにしているものです。

なお、変更等によって、その道路に接する敷地が、法第43条第1項等の規定に抵触することとなる場合は、変更等が規制されますので注意してください。

2 必要な書類

	書類の種類	縮尺	記載内容	備考
1	道路(位置)変更等申請書		・別添様式(第11号様式)による	
2	委任状		・代理人が手続を行う場合	
3	承諾書		・別添様式(第10号様式)による ・変更等を使用とする道路の所有者及び道路に関して権利を有する者の承諾	・借地権者、抵当権者含む
4	公図		・方位 ・公図を閲覧した場所の名称 ・写しの作成年月日 ・作成した者の氏名 ・地番、地目 ・閲覧者の氏名 ・計画敷地の境界 ・変更等をしようとする道路の位置	・計画敷地及び周辺の地番が表示された法務局備えの写し ・3か月以内のもの(コピー可) ・変更等をしようとする道路部分を緑枠、変更後の道路部分を赤枠で囲んでください
5	土地登記事項証明書		・変更等をしようとする道路の土地の土地登記事項証明書	・3か月以内のもの(コピー可)
6	印鑑登録証明書		・上記で承諾をした者の印鑑登録証明書	・3か月以内のもの
7	敷地計画図	1/200以上	・方位 ・変更等をしようとする道路の位置、形状、勾配、延長、幅員、構造及び高さ ・変更等をしようとする道路に面している宅地の法の適合チェック ・変更等をしようとする道路周辺の既存道路の位置(計画決定した都市計画道路を含む) ・変更等をしようとする道路周辺の地形及び地物 ・縦横断面線の符号	・法の適合チェックは、敷地と道路との関係(法第43条)、容積率(法第52条)、建ぺい率(法第53条)、建築物の各部分の高さ(法第56条)程度 ・敷地計画図中の「変更等をしようとする道路の延長、幅員」は少数点3位以下切捨て、2位までを表示してください(単位:m)

第5章 道路位置の指定の基準

1 道路位置の指定ができる条件

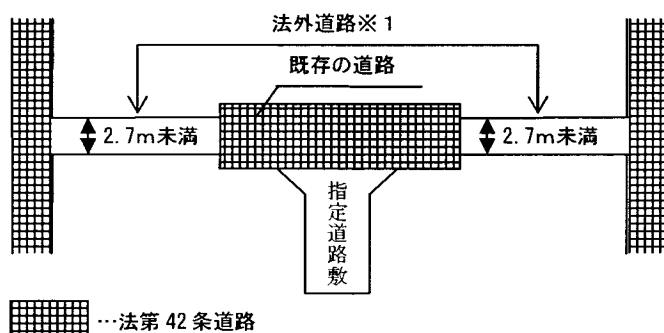
次のいずれにも該当するものであることが条件です。

- (1) 法第42条第1項第5号の規定により「土地を建築物の敷地として利用する」目的で行うものであり、同法施行令第144条の4第1項の基準に適合すること。
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に基づく開発許可を要しないものであること。
- (3) 位置指定道路に接することとなる敷地に存在する建築物が、新たに法令の規定に不適合とならないこと。
- (4) 連続した法第42条第1項又は第2項の既存の道路に接続すること。

2 指定道路敷が接続できる既存の道路について

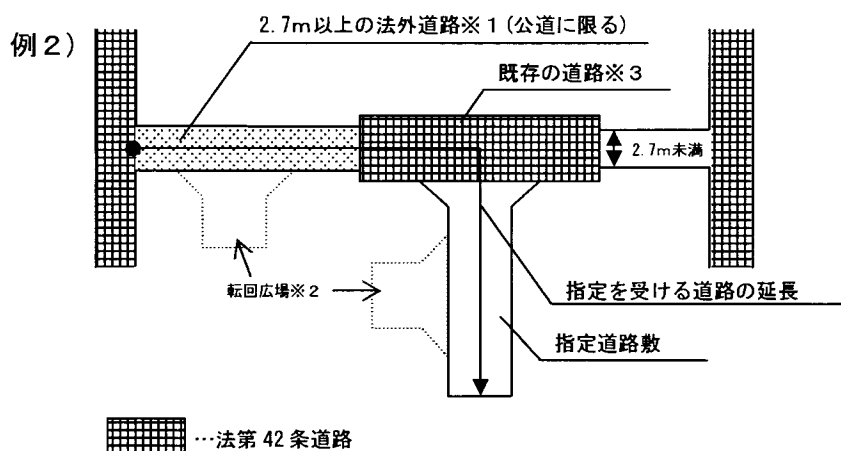
指定道路敷は、連続した法第42条第1項又は第2項の既存の道路に接続しなければなりません。なお、例1の場合は、避難及び通行の安全上支障があることから、連続した法第42条第1項又は第2項の道路に接続されているとはみなしません。

例1)



※1 法第43条ただし書き通路含む

ただし、例2の場合は規定の箇所(※2)に転回広場等が設けられている場合に限り、道路位置の指定を受けることができます。



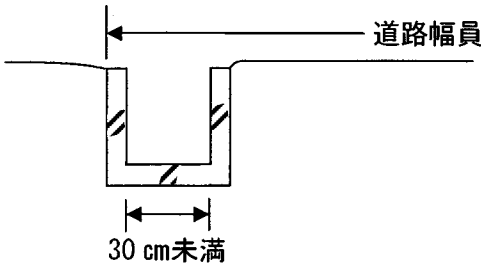
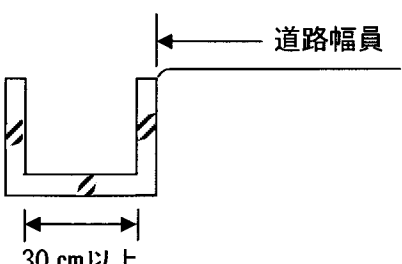
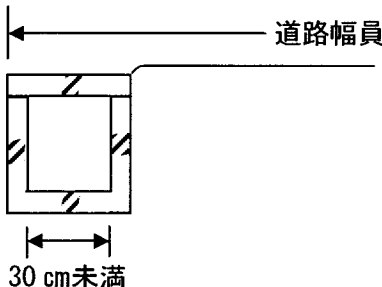
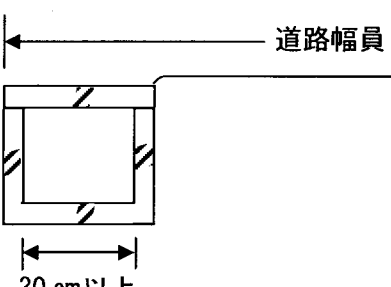
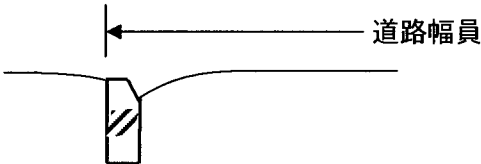
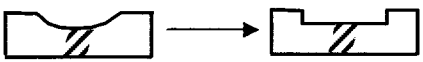
※2 道路の延長が35mを超える場合は、終端及び区間35m以内ごとに転回広場等を設けること

※3 既存の道路の延長は指定道路敷の幅員(すみ切り部分含む)以上であること

3 道路幅員

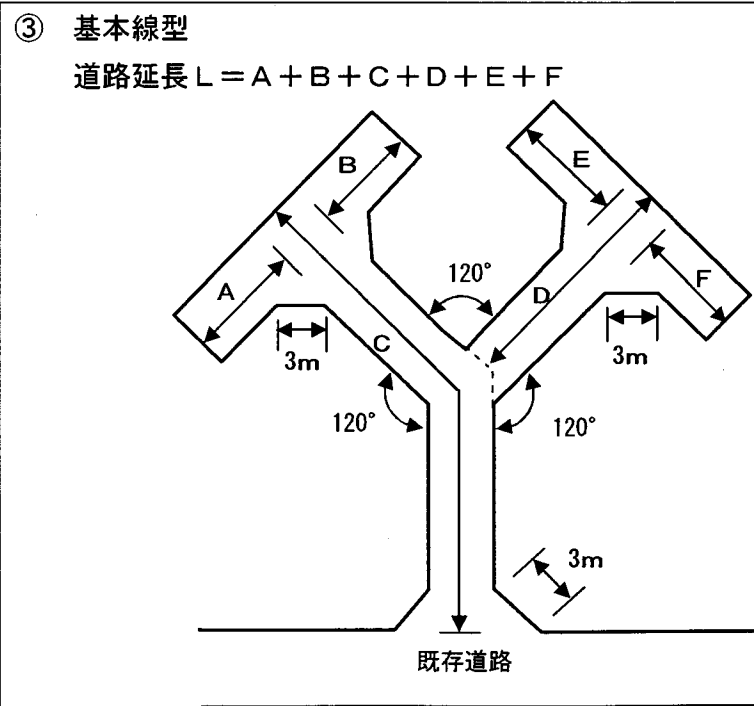
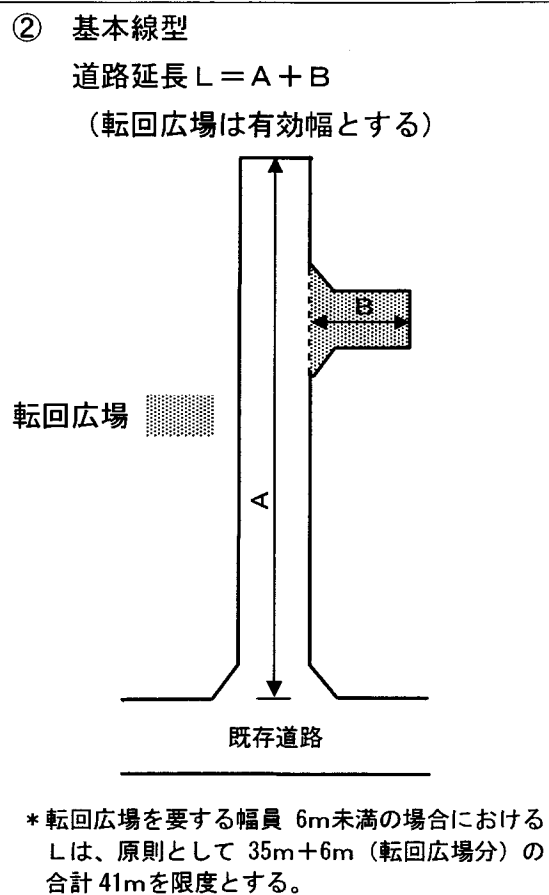
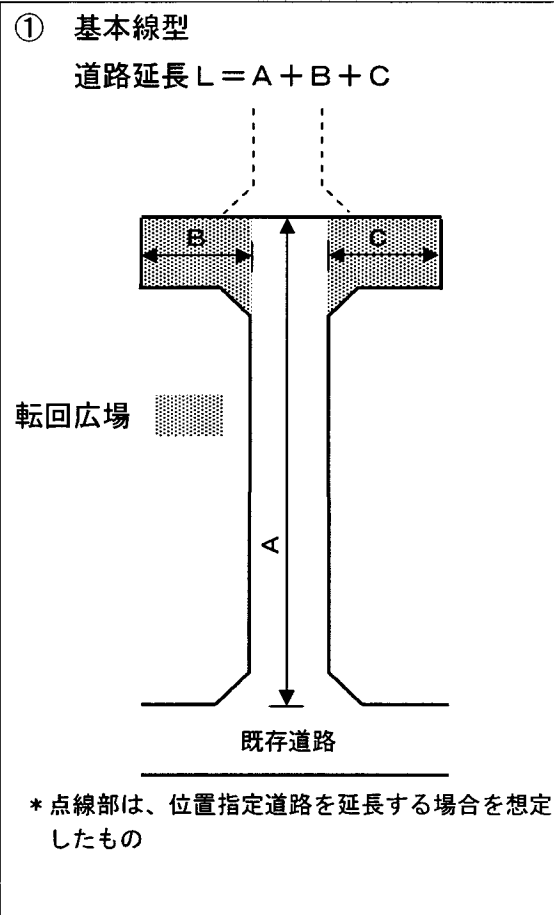
道路幅員は、側溝を含むものとする。ただし、側溝の内包寸法が 30 cm 以上のもので堅固な蓋のないものは道路幅員から除くものとします。

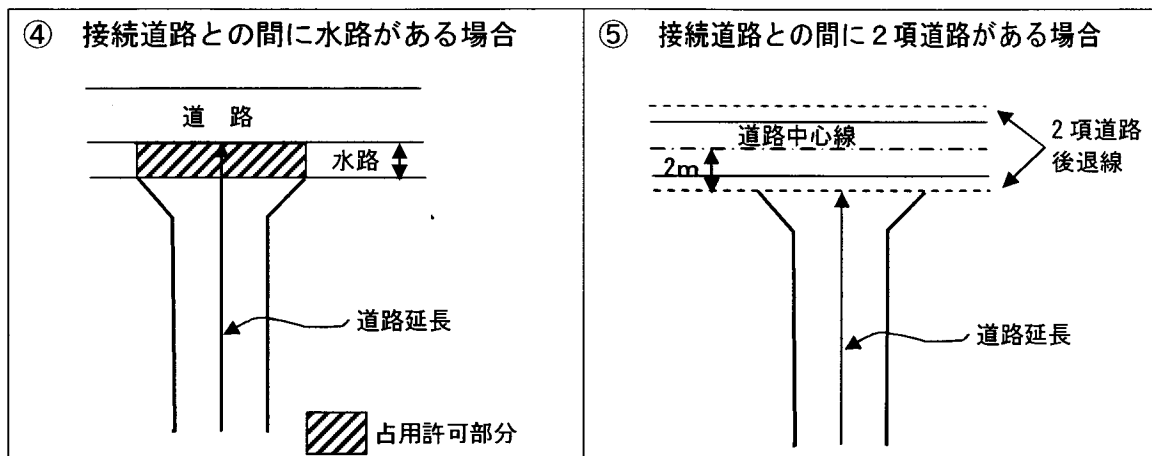
また、すみ切り部分を含め、電柱、ガードレール、樹木等の通行の妨げとなるものは、排除してください。

	側溝の幅<30 cm	側溝の幅 $\geq$ 30 cm
蓋無		
蓋有		
縁 石		L 字 溝
		
		皿 型 溝
		AはBとみなす 

4 道路延長について

道路延長については、接続点から終点までの道路中心線の長さの合計とします。

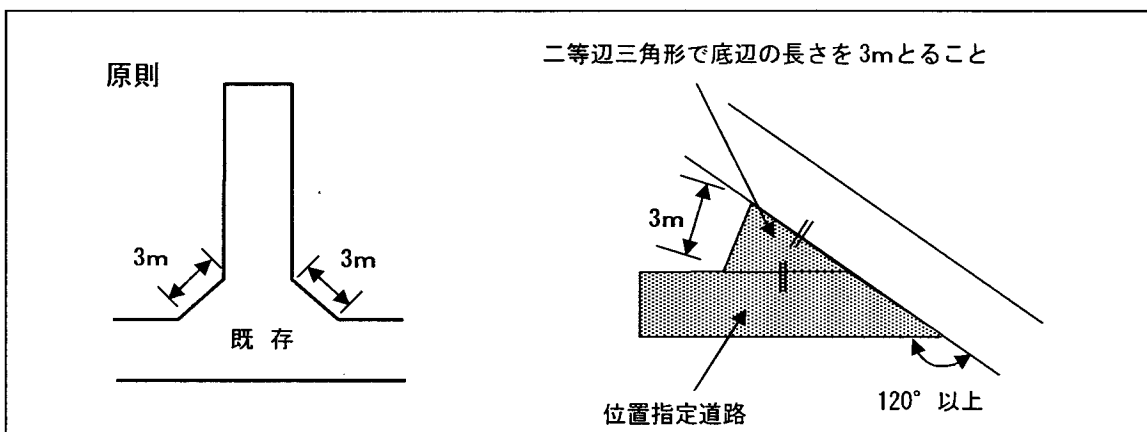




5 すみ切りの形態について

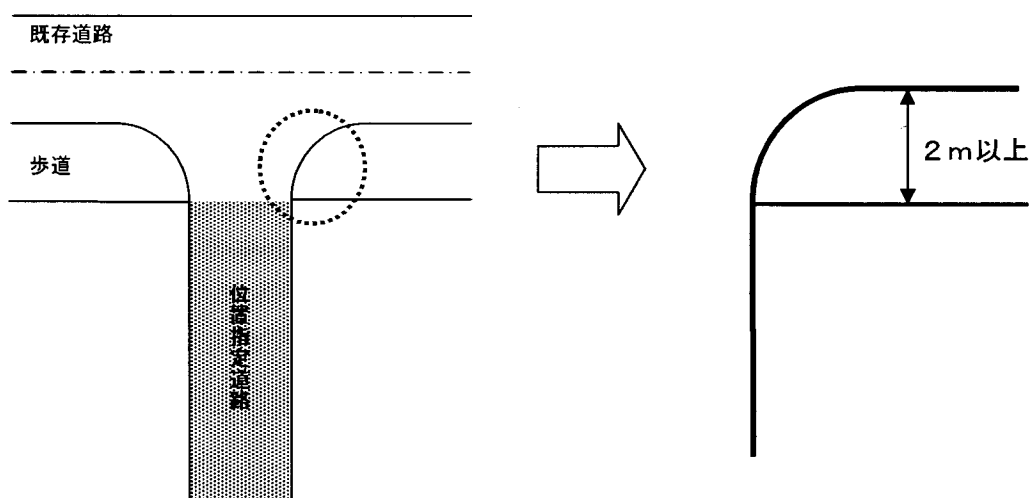
道路がはさむ角を頂点とする長さ3mの底辺を有する二等辺三角形にしてください。

ただし、歩道のある広い道路に接続しており、すみ切りの必要がないと認められる場合や(例①参照)、角地に堅固な建築物等が存在しておりやむを得ない場合(例②参照)、指定を受けようとする道路に沿って河川・線路敷が存在している場合(例③参照)等にあっては、以下のとおりとします。



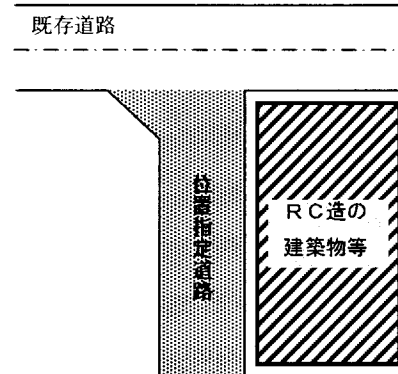
例①

既存道路側に2m以上の歩道が設置されており、すみ切りの必要がないと認められる場合



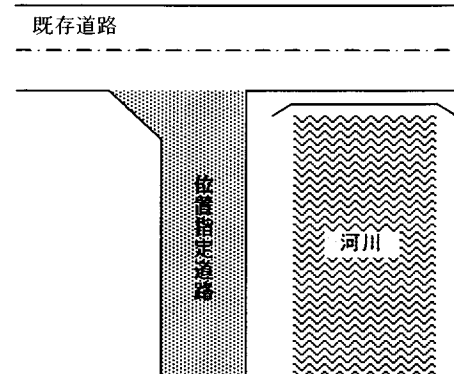
例②

角地に堅固な建築物等が存在しており、やむを得ないと認められる場合



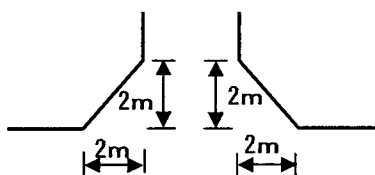
例③

指定しようとする道路に沿って、河川・線路敷が存在している場合

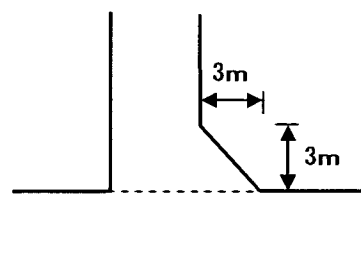


例②又は③に該当し、やむを得ない場合

ア 隅角をはさむ辺の長さ 2m の二等辺三角形とする場合



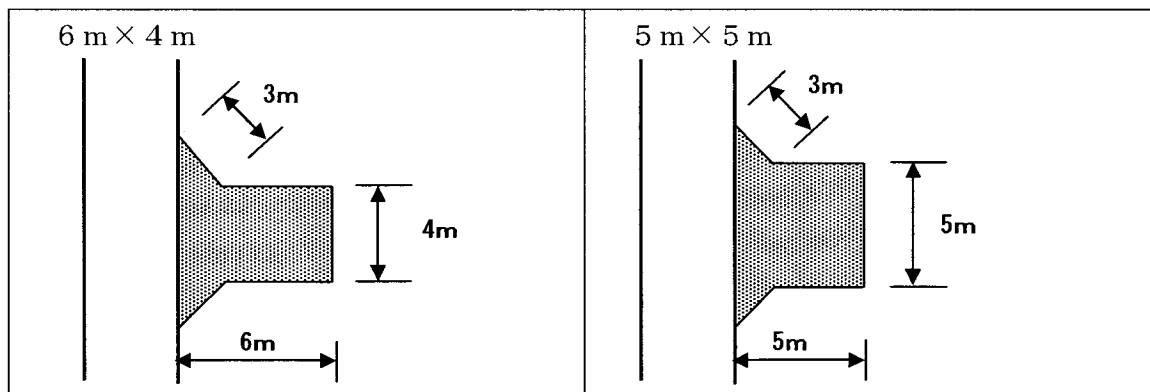
イ 片側隅切りの場合



※交通上及び安全上の配慮として、視界確保に有効なミラー設置等を行う

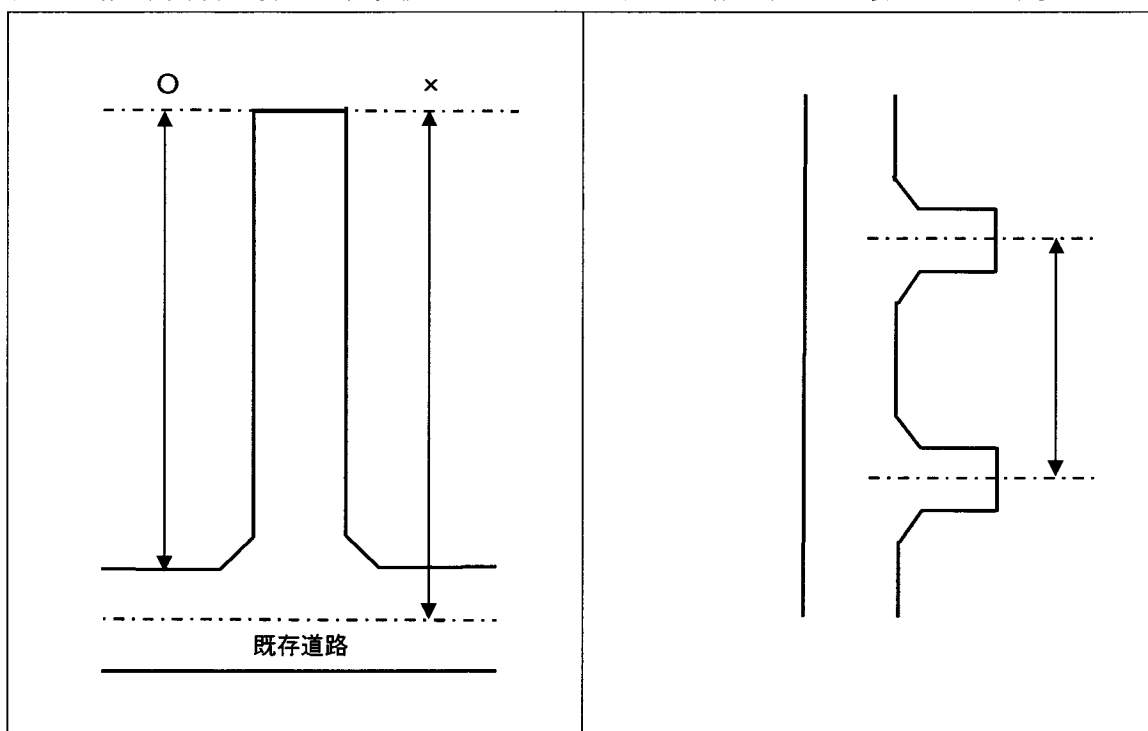
6 転回広場の設置について

指定幅員が 6 メートル未満の袋路状道路となる場合には終端及び指定する道路の区間 35 メートル以内ごとに転回広場を設置してください。転回広場は次図を標準とします。(転回広場・・・)



7 区間距離の算定について

転回広場区間距離の算定は、接続点又は自動車の転回広場の中心を起算点とします。



第6章 道路位置の指定に係る手数料

道路位置の指定及び変更に係る申請手数料は 50,000 円、廃止の申請手数料は 30,000 円です。

建築基準法第42条 第1項第5号 位置指定道路 事前相談票		明細地図：P ー						
		部長	次長	担当課長	課長補佐	建築指導担当 担当係長	建築指導担当	担当者
起案 平成 ・ ・		合 議		担当課長	課長補佐	建築審査担当 担当係長	建築審査担当	
決裁 平成 ・ ・								
申 請 者 氏 名								
相 談 者 氏 名	TEL： FAX：							
地 名 地 番								
指定を受け ようとする 道の幅員 及 び 延 長	幅員 延長	m m	開 発 区 域 の 面 積	m ²				
防 火 地 域	☐ 防火 ☐ 準防火 ☐ 指定なし		用 途 地 域	(/)				
そ の 他 地 域	☐ 法第22条区域 ☐ 高度地区 ☐ 景観地区 ☐ 第 種風致地区 ☐ 宅地造成工事規制区域 ☐ 急傾斜地崩壊危険区域 ☐ ()							
既存建築物 の 有 無	☐ 無 ☐ 有							
備 考								

(注) 太線の枠内のみ必要事項を記入してください。

受 付 欄

道 路 位 置 指 定 申 請 書

年 月 日

(あて先) 鎌倉市長

申請者
(築造主) 氏 名 _____ ㊟

建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定を申請します。

1 築造主住所氏名		電話 ()	
2 代理者資格 住所氏名 建築士事務所名		() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 登録第 号 電話 ()	
3 指定を受けようとする土地	地名地番	鎌倉市	
	用途地域		その他の区域
	防火地域	防火・準防火・指定なし	地域、地区
4 開発区域の面積		m ²	
5 指定を受けようとする道の敷地となる土地の地名地番及び地目		鎌倉市	地 目
6 指定を受けようとする道の幅員及び延長	幅 員	m	
	延 長	m	
7 指定を受けようとする道の境界表示方法			
8 道路築造着工予定日		平成 年 月 日	
9 道路築造完了予定日		平成 年 月 日	

(注) 太枠の枠内のみ必要事項を記入してください。

承 諾 書

年 月 日				
(申請者氏名)				
.....の申請に係る道路（位置）指定・変更・一部廃止・廃止申請書及び添付 図面に記載されているとおり道路（位置）指定・変更・一部廃止・廃止については、異議ありません。				
道路敷地に関係の ある権利の対象と なる物件	土 地、 建 築 物 又 は 工 作 物 の 所 在 地	権利の 種 別	権 利 者 の 住 所 氏 名	印
☐ 土 地 ☐ 建 築 物 ☐ 工 作 物	鎌倉市			
☐ 土 地 ☐ 建 築 物 ☐ 工 作 物	鎌倉市			
☐ 土 地 ☐ 建 築 物 ☐ 工 作 物	鎌倉市			
☐ 土 地 ☐ 建 築 物 ☐ 工 作 物	鎌倉市			
☐ 土 地 ☐ 建 築 物 ☐ 工 作 物	鎌倉市			
☐ 土 地 ☐ 建 築 物 ☐ 工 作 物	鎌倉市			
☐ 土 地 ☐ 建 築 物 ☐ 工 作 物	鎌倉市			
☐ 土 地 ☐ 建 築 物 ☐ 工 作 物	鎌倉市			
☐ 土 地 ☐ 建 築 物 ☐ 工 作 物	鎌倉市			
☐ 土 地 ☐ 建 築 物 ☐ 工 作 物	鎌倉市			
☐ 土 地 ☐ 建 築 物 ☐ 工 作 物	鎌倉市			
☐ 土 地 ☐ 建 築 物 ☐ 工 作 物	鎌倉市			
権 利 に 係 る 特 記 事 項				

受付欄

道路(位置)指定等工事及び分筆地目変更完了届書

年 月 日

(あて先)鎌倉市長

申請者
(築造主) 氏 名.....㊤

平成 年 月 日に申請した道路の工事及び分筆地目変更が完了しましたので届け出ます。

届 け 出 区 分	☐ 指 定 ☐ 変 更 ☐ 一部廃止			
1 築造主住所氏名	電話 ()			
代 理 者 資 格 2 住 所 氏 名 建築士事務所名	()建 築 士()登録第 号 ()建築士事務所()登録第 号 電話 ()			
3 分筆地目変更後 の地番・地目	申 請 時 の 地 番	地 目	変 更 後 の 地 番	地 目
4 添 付 図 書				
5 特 記 事 項				

(注) 太線の枠内のみ必要事項を記入してください。

受付欄

道 路 (位 置) 変 更 等 申 請 書

年 月 日

(あて先)鎌倉市長

申請者
(築造主) 氏名

印

建築基準法の施行に関する規則第 9 条の 2 第 項の規定による申請をします。

申 請 区 分

☐ 変更 ☐ 一部廃止 ☐ 廃止

1 築造主住所氏名

電話 ()

2 代理者資格
住所氏名
建築士事務所名

()建築士()登録第 号

()建築士事務所()登録第 号 電話 ()

3 変更等を受けようとする土地の
地名地番

鎌倉市

4 変更・一部廃止・廃止前の道路

地名地番及び地目

鎌倉市

地目

幅 員 及 び 延 長

幅員 m

指定年月日
・番号及び
申請者名年 月 日
第 号

延長 m

5 変更・一部廃止後の道路

地名地番及び地目

鎌倉市

地目

幅 員 及 び 延 長

幅 員 m

延 長 m

6 変更等を受ける理由

7 道路築造着工予定日

年 月 日

8 道路築造完了予定日

年 月 日

(注) 太線の枠内のみ必要事項を記入してください。